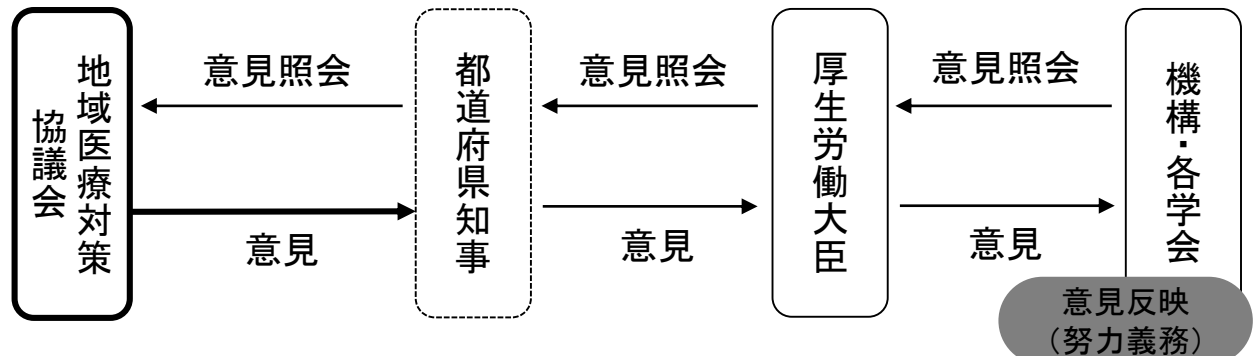


専門研修プログラムに関する協議について

日本専門医機構及び各領域学会が定める専門研修プログラムに関して、都道府県知事は、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、厚生労働大臣に対し意見を述べる。



1. R2年度専門研修プログラムの確認(資料5)

<ポイント>

- ①各専門研修プログラムは、県内の医師確保・偏在対策に資するものであるか
 - ・能登北部の病院などが連携施設に位置づけられているか
 - ・金大特別枠医師や自治医大卒医師に配慮されているか
- ②育児・介護等のライフイベントに対応できるよう「カリキュラム制」で専門医が取得できる体制が確保されているか

【プログラム制】

- ・研修期間や研修施設(基幹施設・連携施設)をあらかじめ設定した研修プログラムを、日本専門医機構が認定
- ・専攻医は設定された期間、基幹施設と連携施設で研修を受けた後、認定試験を受験

【カリキュラム制】

- ・学会が、一定の基準を満たす病院を研修施設として認定
- ・専攻医は、認定された研修施設で必要な症例数等を経験した(期間の定めなし)後、プログラム制と同様の認定試験を受験

→原則プログラム制によるが、出産、育児等のライフイベントに対応するため、各学会は、カリキュラム制による研修体制を整備することが求められている

- ③H30年度から新たに設けられた総合診療科の専門研修プログラムは、適切に作成されているか

※国からのデータ提示が遅れているため、本日は県独自調査結果に基づき協議。

2. 専攻医募集シーリングについて(資料6)